（別紙４－２）

関税（再）賦課決定通知書

（内国消費税等（再）賦課決定通知書兼用）

税関様式Ｃ第 1041 号

（再）賦課決定第　　号

（　　）

（納税者） 住　所	下記の貨物に対する税額を関税法　　平成　　年　　月　　日 第　条第　項、国税通則法　　（税関官署の長） 第　条第　項及び地方税法 第 72 条の 100 第１項の規定により　　印 下記のとおり決定したので、関税法 第　条第　項、国税通則法 第　条第　項及び地方税法 第 72 条の 100 第１項の規定により通知します。
氏名又は名称　　殿 代理人　　殿	通知理由等

納付すべき税額の合計額			還付する金額の合計額		延滞税	注意の計算による金額の合計額	
税　科　目	税　額（円）	告知書番号	税　科　目	金　額（円）		関税法第 12 条第６項による免除	免除する延滞税の額
							法定納期限の翌日からこの通知書が発せられた日までの日数に対応する部分の金額

この通知書により納付すべき税額及び延滞税又は還付する金額の合計額は上記表のとおりとなります。
納付すべき税額及び当該税額に係る延滞税は、
平成　　年　　月　　日（納期限）までに同封の納税告知書又は納付書により納付して下さい。

欄	品名 税番	再決定前	再決定後	法定納期限

再決定前通知書番号	区分	課税標準 正味数量	課税標準 価格（円）	税率	税額（円） 減免税額（円）	納付すべき税額又は△還付する金額
税　科　目	再決定前					
	再決定後					
	再決定前					
	再決定後					
	再決定前					
	再決定後					
	再決定前					
	再決定後					

（注意）上記の税額とあわせて納付すべき延滞税の額は、次により計算して得た額又はその合計額です。

⑴　延滞税の額の計算の算式

延滞税の額	＝	納付すべき本税の額	×	期間（日数） 法定納期限の翌日から完納の日まで	×	延滞税の割合 7.3%（注） （納期限の翌日から２月を経過する日後は 14.6%）	×	1／365

（注）　平成 12 年１月１日以後の延滞税の割合は、年単位（１/１～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

	納期限の翌日から２月を経過する日まで	納期限の翌日から２月を経過する日後
平成 12 年１月１日から平成 25 年 12 月 31 日まで	平成 12 年１月１日から平成 25 年 12 月 31 日までの各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第１項第１号により定められる商業手形の基準割引率＋４％	14.6%
平成 26 年１月１日以後	年「7.3%」と「平成 26 年１月１日以後の各年の特例基準割合（前年に租税特別措置法第 93 条第２項の規定により告示された割合＋１％）＋１％」のいずれか低い割合	年「14.6%」と「特例基準割合＋7.3%」のいずれか低い割合

⑵　やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税関の確認があった場合には、延滞税は免除されます。延滞税の免除を受けるためには、上記表に延滞税免除の旨の記載がある場合を除き、延滞税免除申請書を税関に提出する必要があります。

⑶　納付すべき本税の額が 10,000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、納付すべき本税の額が 10,000 円以上であって、10,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算することとなります。

⑷　計算した延滞税の額が 1,000 円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。また、計算した延滞税の額が 1,000 円以上であって、100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた後の税額が延滞税の額となります。

⑸　消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を⑴の納付すべき本税の額として計算することとなります。

◎「不服申立てについて」　この処分について不服がある場合には、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に税関長に対して再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長）に対して審査請求をすることができます。